

0～2歳児（課税世帯）向け

令和7年度杉並区認証保育所等保育料負担軽減助成金のお知らせ

杉並区では、「保育の必要性」の認定を受けて認証保育所・認可外保育施設にお子様を預けている保護者の利用者負担額の軽減を図るため、保育料の助成を行っています。

助成金の交付には申請が必要となりますので、以下の内容をご確認のうえ、お手続きください。

1. 助成金交付対象者

対象要件 次の①～④の要件を満たさない場合は、不交付または減額交付となります。

- ① 施設の利用開始日までに区から「保育の必要性」の認定を受けていること
- ② 助成金対象施設^(注)と月48時間以上の保育に係る契約を締結していること（一時預かり事業を除く。）
- ③ 利用中の保育施設または過去に利用していた認可保育所等の保育料等を滞納していないこと
- ④ 他の教育・保育施設（認可保育所・家庭的保育・事業所内保育・幼稚園等）に在籍していないこと

(注) 東京都の定める認可外保育施設指導監督基準を満たし、その旨の証明書を交付されている施設。対象のベビーホテル・その他の認可外保育施設は、東京都又は施設所在地の自治体ホームページで確認ができます。基準を満たす旨の証明は、都の立ち入り検査の結果により交付されるものであり、証明書の返還・取り消しなど年度途中で状況が変わる場合があります。

重要 助成金は、「保育の必要性」の認定日以降の保育料に対して交付されます。

- ・「保育の必要性」の認定は、原則、申請月の翌月から認められます。
- ・下表をご確認のうえ、必要書類を認定希望月の前月末日までにご提出下さい。
- ・認定事由を保護者全員が有していても、区から認定を受けていない場合は助成金の交付対象外となります。

【認定事由、認定条件、主な必要書類】

保育を必要とする事由	認定条件	主な必要書類
就労	月48時間以上の就労を常態とすること。	就労証明書
疾病・障害	保護者の疾病・障害により保育が困難であること。	診断書、障害者手帳の写し
介護・看護	同居親族の介護・看護により保育が困難であること。	介護状況申告書、介護状況表
妊娠・出産	妊娠または出産により保育が困難であること。	母子健康手帳の写し
就学（職業訓練）	月48時間以上の就学を常態とすること。	就学証明書、カリキュラム
求職活動	求職活動を常態としていること。	求職活動を証明する書類

※その他の認定事由や必要書類の詳細については、「保育施設利用のご案内」の「保育の必要性の認定について」及び「保育の必要性を確認する書類」をご確認ください。

2. 申請期限・申請後のスケジュール

申請は年度毎に必要です。申請した期以降は自動更新としますので、再度の申請は必要ありません。

ただし、年度中に他の認証保育所等へ入所先が変わる場合や、一度退所した認証保育所等に再度入所される場合等、申請の内容に変更が生じた場合には再度申請が必要となります。

期	支払対象月	申請期限	決定通知送付	振込予定
第1期	令和7年4月～6月分	令和7年6月30日(月)	令和7年7月下旬	令和7年8月
第2期	令和7年7月～9月分	令和7年9月30日(火)	令和7年10月下旬	令和7年11月
第3期	令和7年10月～12月分	令和7年12月26日(金)	令和8年1月下旬	令和8年2月
第4期	令和8年1月～3月分	令和8年3月23日(月)	令和8年4月下旬	令和8年5月

※区で審査のうえ、交付・不交付の決定を通知します。決定した助成金は、申請書に記入された口座（当該児童の保護者に限る）へ振り込みます。

※助成額決定通知時期・振込時期については、審査状況等により前後する場合があります。

※審査に必要な書類の確認がとれない場合は、助成額決定通知の送付及び助成金の振込みが遅れる場合があります。

3. 提出書類

郵送または窓口での申請が必要です。なお、提出書類の一部に押印が必要なため、電子申請はできません。

提出書類	
保育の必要性の認定を受けていない場合	① 保育所等利用申込書兼教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書 ② 杉並区認証保育所等保育料負担軽減助成金交付申請書(兼口座振替依頼書) ③ 保育所等を利用していない理由書 ④ 「保育の必要性」を確認する書類(P1【認定事由、認定条件、主な必要書類】をご確認ください) ⑤ マイナンバー記入用紙
保育の必要性の認定を受けている場合	① 杉並区認証保育所等保育料負担軽減助成金交付申請書(兼口座振替依頼書) ② 保育所等を利用していない理由書 ③ 「保育の必要性」を確認する書類(P1【認定事由、認定条件、主な必要書類】をご確認ください) ※③の書類は、助成金申請月より半年以内に区へ提出している場合、省略することができます。

4. 1ヵ月あたりの助成上限額

令和7年9月から「保育料の第1子無償化」に伴い、下表のとおり助成上限額が変更となりました。
 なお、助成対象となる保育料には、延長保育料及びおむつ代、写真代、送迎費等の実費負担額は含みません。

年齢(クラス)	施設の種類	令和7年8月分まで	令和7年9月分から
0～2歳児 (課税世帯)	認証保育所	第1子 ※…月額上限 80,000 円	第1子以降…月額上限 80,000 円
		第2子以降…月額上限 80,000 円	
	認可外保育施設 企業主導型保育事業	第1子 ※…月額上限 30,000 円	
		第2子以降…月額上限 60,000 円	

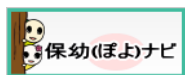
※令和7年8月分までは「認可保育所等を利用していた場合の所得に応じた保育料」と「利用している保育施設の保育料」との差額と助成上限額のいずれか低い額を交付していましたが、令和7年9月分以降は「利用している保育施設の保育料」と助成上限額のいずれか低い額を交付します。



参考：保育に関する情報・問い合わせ先

保育に関する情報は、区ホームページ「保幼(ぼよ)ナビ」、杉並区保育所・幼稚園案内アプリ「すぎぼよ」でも提供しています。
 保育料助成金の交付については、お住いの自治体によって運用に違いがあります。

杉並区ホームページ



助成金申請書
ダウンロードページ

「保育の必要性」の認定に係る問い合わせ先
 〒166-8570
 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
 杉並区子ども家庭部保育課認定・入園係
 電話：03-5307-0657(直通)

東京都ホームページ



認証保育所一覧



認可外保育施設一覧
 ※児童相談所設置自治体は
 各区HPを参照

助成金の交付申請先及び問い合わせ先
 〒166-8570
 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
 杉並区子ども家庭部保育課保育料(助成金)担当
 電話：03-3312-2111 内線：1303/1885